

転出される時の手続きについて

保護者用

転出することがはっきりしたら...

担任に申し出てください。



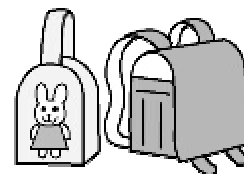
学校で、在学証明書と教科書給与証明書を発行します。

尾張旭市役所の市民課で、住民票の異動手続きをしてください。

転出先の市役所等で、住民票の転入届を提出してください。

転出先の市町村教育委員会で、入学・就学通知書が発行されます。

転出先の学校へ、入学・就学通知書と在学証明書と教科書給与証明書とゴム印を持参し、出向ってください。



なお、3月末の転出の場合は、4月1日の転入扱いにさせていただくように、転出先の市町村教育委員会に、お願いしてください。